

## 令和2年度 渡嘉敷村プレミアム付商品券の取扱いについて

渡嘉敷村は、新型コロナウイルス感染症拡大防止緊急対策として、村民の消費喚起や家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的に、村内で使用できる「令和2年度 渡嘉敷村プレミアム付商品券」を発行・販売し、この商品券を使用できる取扱店を下記の要領で募集します。

### ① 商品券取扱店の参加資格

渡嘉敷村内において小売業・飲食業・サービス業、その他の業種を営む事業主で、下記に該当しない者

- ◆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法第77号）第2条第2号に規定する者、暴力団の構成員であると認められる者、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- ◆風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する者、又はこれに類する者
- ◆法令又は公序良俗に反する者
- ◆その他、本事業の目的に照らして、不相当と村長が判断する者

### ② 登録方法

本事業に賛同し、取扱店として登録を希望される事業者は、村指定の申請書に必要事項を記入し、振込先確認ができる通帳のコピー（金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が判別できるものであること）を持参し、村役場民生課窓口へ提出して下さい。

※ 村による審査の結果、取扱店として承認された事業者には取扱店登録証とポスター等を配布します。

### ③ 登録期間

令和2年10月1日から随時

### ④ 商品券利用上の注意

- (1) 商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、つり銭は支払わない。
- (2) 商品券は商品券取扱店の商品・サービスを対象とする。但し、次のものは対象外とする。
  - ◆不動産や金融商品
  - ◆たばこ・切手・その他商品券取扱店が指定したもの
  - ◆商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの
  - ◆国税、地方税や使用料等の公租公課

## ⑤ 商品券の概要

- ◆商品券は、対象者に額面500円券10枚つづりの5,000円分を2,500円で販売する
- ◆取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、商品券発行の日から令和3年2月28日までに限り商品券記載額に相当する物品の販売、又は役務の提供（使用対象外物品等を除く）を行う
- ◆つり銭は支払わないものとする
- ◆いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券は使用できない

## ⑥ 商品券の換金について

換金請求書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券を下記の窓口まで提出して下さい。

期 間：令和2年10月15日から令和3年3月15日（期間厳守）

窓 口：渡嘉敷村役場 民生課窓口

支払方法：原則月1回の申請とし、その月の15日（15日が閉庁日にあたる場合はその翌日）までに受付したものを同月末日までに、ご指定の金融機関に振込ます

**※換金の際は、商品券裏面の取扱店欄に押印又は記入して下さい。上記期間後は無効となりますので、ご注意ください。**

## ⑦ 商品券利用上の注意

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ◆登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない
- ◆村が配布する商品券取扱店ポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に提示すること
- ◆商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない
- ◆商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに村に連絡すること。その際の責については村にて協議する
- ◆換金目的の商品券の使用は行わないこと
- ◆自社商品の購入に商品券を利用してはならない
- ◆商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない
- ◆商品券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費等）の支払いに使用してはならない
- ◆商品券取扱店同士の不正行為をしてはならない
- ◆村は、取扱店がこの要領の各事項に違反すると判断した場合は、取扱店資格を取り消すものとする

渡嘉敷村役場 民生課

TEL 987-2322 FAX 987-2560